

吸收分割に係る事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 2 月 2 日

ペイトナー株式会社  
株式会社 kubell

2026年2月2日

## 吸收分割に係る事後開示書面

東京都港区虎ノ門五丁目9番1号  
ペイトナー株式会社  
代表取締役 阪井 優

東京都港区南青山一丁目24番3号  
株式会社kubell  
代表取締役 山本 正喜

ペイトナー株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社kubell（以下「承継会社」といいます。）は、同当事者間で2025年11月25日に吸收分割契約書及び同年12月29日に変更覚書（以下、あわせて「本契約」といいます。）を締結し、2026年2月1日を効力発生日として、分割会社の営む「ペイトナー請求書」サービスに係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本分割」といいます。）を実施しました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年2月1日

### 2. 吸收分割株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社に対し、本分割をやめることを請求することができる株主はいません。

#### (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

##### ア 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、会社法第785条第1項に基づき、分割会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる株主はいません。

##### イ 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

分割会社は、会社法第787条第1項第2号の規定に該当する新株予約権は発

行していないため、会社法第 787 条第 1 項に基づき、分割会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる新株予約権者はいません。

#### ウ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 26 日付けで官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、分割会社に対し、本分割について異議を述べた債権者はいませんでした。

### 3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

#### (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、承継会社に対し、本分割をやめることを請求することができる株主はいません。

#### (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

##### ア 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、会社法第 797 条第 1 項に基づき、承継会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる株主はいません。

##### イ 債権者異議手続（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 26 日付けで官報公告及び電子公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、承継会社に対し、本分割について異議を述べた債権者はいませんでした。

### 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日をもって、本契約の定めにしたがい、分割会社から本事業に関する権利義務を承継しました。本分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 0 百万円、負債の額は 0 百万円です。

### 5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 2 月 2 日（予定）。

### 6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

承継会社が本事業を実施するためには、電子決済等代行業の登録（銀行法第 52 条の 61

の 2) が必要ですが、承継会社は、2025 年 11 月 19 日付けて、電子決済等代行業の登録を受けています。

以 上